注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記載する欄	備　　考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８（注）　９　10（注）　11　12　13　14（注）　15　16（注）　17（注）　18（注）　19(注)　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31　32　33　34　35　36　37　38　39	（注）　遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注）　２　３　４　５　６　７ 当該変更に係る記載欄	（注）　予備免許中の変更を除く。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４（注１）　５　６　７　８（注２）　15　19（注２）　20　28	（注１）　遭難自動通報局を除く。 （注２）　遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。

２　１の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

３　２の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

［削る］

［削る］

５　４の欄は、次によること。

［(1)　略］

(2)　再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前６箇月間における１日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の２第１項第６号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

［(3)　略］

６　５の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

７　６の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記載する欄等	備　　考
１　免許の申請の場合	１　２　４　５　６　７　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31　32　33　34　35　36　37　38	
２　変更の申請又は届出を行う場合	１　２　３（注）　６　７　８（注）　９（注） 当該変更に係る記載欄	（注）　予備免許中の変更を除く。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６（注）　７　８　11　16　22　30	（注）　遭難自動通報局を除く。

２　※印を付けた欄は、記載しないこと。

３　１の欄は、免許申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

４　２の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

５　３の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

６　４の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

７　５の欄は、法第６条第１項第６号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第１項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

８　６の欄の記載は、次によること。

［(1)　同左］

(2)　再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前６か月中における１日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条第１項第７号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

［(3)　同左］

［新設］

［新設］